

# 地域子育て支援拠点事業業務委託提案公募要領

## 1 目的

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業について、運営業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 業務委託の概要

### (1) 業務

高松市地域子育て支援拠点事業業務委託

### (2) 業務内容

別添1「地域子育て支援拠点事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

ただし、遅くとも10月1日までには業務を開始すること。

適切な事業運営が認められる場合、次年度以降も継続して委託することがある。

### (4) 募集数

1か所(1事業者)

### (5) 委託上限額

ア 運営経費 ￥7,437,000円

※この金額は、7月1日開設として算定した場合の9月分の金額であり、事業実施月数分に応じて按分し、最終的な契約金額については、本市と調整した上で決定します。

イ 開設準備経費 ￥800,000円(開設初年度に限る。)

※いずれも、消費税法第6条第1項別表第一第7項口に基づく非課税事業のため、消費税及び地方消費税の適用はありません。

## 3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 社会福祉法人又は特定非営利活動法人であること。

(2) 高松市内に事務所又は活動の拠点を有している法人であること。

(3) 子育て支援に関する活動実績があり、地域子育て支援拠点事業を5年以上継続させる意思のある法人であること。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(5) 企画提案書等の提出時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

#### 4 選定までのスケジュール（一部、予定を含む。）

内 容	日 時
提案公募関係書類の配布	令和 5 年 4 月 2 1 日（金）から
提案公募に関する質問受付期限	令和 5 年 5 月 1 2 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 5 月 2 6 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等のヒアリング	令和 5 年 6 月上旬
選定結果の通知	令和 5 年 6 月中旬

#### 5 提案公募関係資料の配布

##### (1) 配布資料

ア 提案公募要領

イ 仕様書

ウ 申請関係様式

(ア) 応募申請書（様式第 1 号）

(イ) 法人概要書（様式第 2 号）

(ウ) 企画提案書（様式第 3 号）

(エ) 見積書（様式第 4 号）

(オ) 質問及び回答書（様式第 5 号）

##### (2) 配布方法

高松市ホームページからダウンロードしてください。

掲載 URL

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota\\_boshu/kobo\\_propo/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/index.html)

#### 6 提案公募に関する質問

##### (1) 質問の受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和 5 年 5 月 1 2 日（金）午後 5 時までに、質問及び回答書（様式第 5 号）に質問事項等を記載の上、Eメール（[kosoate@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kosoate@city.takamatsu.lg.jp)）により提出してください。

##### (2) 質問内容

公募要領、仕様書の記載内容など各種様式の記載方法等に関するものに限りません。

##### (3) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課（担当：溝渕・吉田）

##### (4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対してEメールで行うとともに、質問と回答の内容を高松市ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ア 質問者の明らかな誤読
- イ 質問者の個人的な意見
- ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係のないもの
- カ Eメール以外の方法により提出されたもの
- キ 受付期間外に提出されたもの

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

本企画提案への参加意思のある者は、次に掲げる書類を提出期限までに、「(3)提出場所(先)」に持参又は郵送(配達記録の残る方法に限る。)してください。

#### ア 提出書類

- (ア) 応募申請書(様式第1号)
- (イ) 法人概要書(様式第2号)
- (ウ) 企画提案書(様式第3号)
- (エ) 敷地の平面図及び建物の平面図
- (オ) その他団体の活動を理解する上で参考となる資料  
(定款又は規約、役員名簿、法人パンフレット等)
- (カ) 見積書(様式第4号)
  - ① 内訳書(任意様式可)を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。
  - ② 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
  - ③ 金額の訂正は認めません。
  - ④ 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記してください。

#### イ 部数

5部(正本1部、副本4部)

- ※ 正本とは、代表者印の押印のあるものを指します。
- ※ 副本とは、代表者印の押印のないものを指します。

#### ウ 留意事項

- (ア) 仕様書を熟読の上、別表「選定基準」に留意し、提案してください。
- (イ) 記述は、できるだけ平易な表現(図等を含む。)としてください。
- (ウ) 記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は、一切認めません。
- (オ) 提出書類等は返却しません。

### (2) 提出期限

令和5年5月26日(金) 午後5時まで

- ※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定

める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出場所 (先)

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課 (担当: 溝渕・吉田)

## 8 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施します。

ただし、Web 会議システムを使用するなど実施方法を変更する場合があります。

(1) 実施時期

令和5年6月上旬予定

詳細の日程及び会場については、別途、企画提案書提出者に通知します。

(2) 所要時間

1事業者当たり30分 (企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約15分)

(3) 説明者等

説明者は、原則、本業務に直接携わる予定の責任者とし、計3名までの出席とします。

## 9 事業者の選定

(1) 別表「選定基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案者を提案評価第1位に選定します。

なお、選定審査は非公開とします。

(2) 選定後、選定結果を各企画提案者に通知します。

なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。

(3) 提案評価第1位に選定された事業者は、高松市ホームページに、事業者名を公開します。

(4) 提案評価第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。

(5) 提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

## 10 業務委託契約

(1) 契約内容

契約しようとする仕様や条件等について、選定された事業者と協議を行い、決定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(4) 委託料の支払条件

運営経費は4半期毎の前払いとし、開設準備経費は完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払をします。

### 1.1 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

### 1.2 決定の取消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「10 業務委託契約(1)契約内容」の協議が不調に終わった場合
- (5) 「10 業務委託契約(1)契約内容」の協議後の見積額が、「2 業務委託の概要(4)提案上限額」を超える場合

### 1.3 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※ 契約監理課ホームページ

[http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/zenpan/haijo.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html)

### 1.4 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

### 1.5 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：Eメール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/shimeiteishi.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html)

## 1.6 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 参加者が、「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しません。
- (5) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとします。
- (6) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。
- (7) 参加者が1者のみの場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。

## 1.7 公募要領関係資料

No.	資料名
1	地域子育て支援拠点事業業務委託提案公募要領
2	別添1 地域子育て支援拠点事業業務委託仕様書
3	別添2 応募申請書（様式第1号）
4	別添3 法人概要書（様式第2号）
5	別添4 企画提案書（様式第3号）
6	別添5 見積書（様式第4号）
7	別添6 質問及び回答書（様式第5号）

## 別表「選定基準」

評価項目	評価内容	配点
事業遂行能力	事業を安定かつ継続的に実施することができる組織及び能力を有しているか。	10
	子育て支援拠点事業に生かせる実績があるか。	
実施場所	立地場所が適切であるか。	20
	必要な設備が整備され、かつ安全面、衛生面を考慮したレイアウト及び広さが確保されているか。	
運営方針	事業の趣旨や目的を理解し、しっかりした理念・方針をもって運営を行えるか。	10
事業内容	基本事業内容を把握し、それぞれの事業の計画を立てられているか。	50
	重層的支援体制整備事業の趣旨を理解し、地域支援に向けた計画を立てられているか。	
	事故防止・安全対策、事業の質の向上に向けた取組は適切であるか。	
	適切な職員配置がされているか。	
	本事業に有効と思われる独自の提案や工夫があるか。	
提案価格	提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。	10

○上記の項目を選定員4人が選定し、1人当たり100点満点で採点します。

○各選定員の合計を総合点（満点400点）とし、満点の6割以上、かつ、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位事業者として選定します。

- ・ 総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い事業者を、提案評価第1位事業者として選定します。
- ・ 「提案内容点」も同点の場合は、選定員で協議し、提案評価第1位事業者を選定します。

### 【評価基準】

○上記の項目を、0～5点までの6段階で評価します。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3) 標準的な提案である場合には、「3点」とします。
- (4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。
- (5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。
- (6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。

○各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。

$$[ \text{得点} ] = [ \text{採点} ] \times [ \text{加重} ]$$